

第七期帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について

1 計画策定の目的と法的根拠

老人福祉法及び介護保険法に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築を推進するため、その目指すべき基本方向と取り組むべき施策を明らかにすることを目的として策定します。

2 計画の性格

本計画は、第六期帯広市総合計画の分野計画として、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとして策定します。また、策定にあたり地域福祉計画等との調和を保つとともに、北海道が策定する医療計画との整合性を図ります。

3 計画の期間

平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とします。

4 計画の内容

介護保険事業や高齢者保健福祉事業などをめぐる社会環境の変化の把握とともに、介護給付実績の評価と負担の在り方の検討、高齢者保健福祉施策状況の検証、日常生活圏域の高齢者ニーズや介護労働実態等を調査し、第六期計画で目指した目標や具体的な施策を踏まえ、地域包括ケアシステムの着実な構築に向けた取組みとします。

5 計画策定のスケジュール

広く市民や関係団体等から意見を聴き、12 月を目途に計画原案を策定し、パブリックコメントを実施して、明年 2 月に成案とする予定です。

〈策定スケジュール〉

区 分	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月
高齢者・健康づくり 支援合同部会			第1回	第2回		第3回	第4回	第5回		第6回
厚生委員会	策定 方針			アンケー ト中間 報告			計画 骨子案		計画 原案	計画案
意向調査（市民、 関係団体等）	アンケート調査		意見交換						パブリック コメント	